

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情5第42号	受理年月日	令和5年11月10日
件名	学童・児童館の業者選定において「利害関係者」表現の使用に関する陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>学童・児童館の事業者選定において、子育て支援部は学童や児童館の利用者および利用する権利がある区民全員を「利害関係者」と判断すると説明しています。例えば、学童であれば対象小学校保護者全員が「利害関係者」、児童館であれば地域住民全員が「利害関係者」と説明しています。同様の回答がパブリックコメントや区民説明会でも見られます。</p> <p>この「利害関係者」は子育て支援部の下記独自ルールにより対象者を判断しています。</p> <p>プロポーザル方式による事業者選定には、審査の公平性と透明性を確保しつつ、応募事業者に対する説明責任を果たすことが求められ、また、できる限り恣意的な評価を排除し客観的な評価を行う必要があるため、これらに基づき利害関係者を判断しています。</p> <p>このように利害関係が潜在的な人に対しても、行政独自で「利害関係者」と判断する例は、他では聞いたことがありません。</p> <p>一般的に行政における利害関係者とは行政側を「当事者」としたときの認可や補助金、検査等の損益の受益者です。例えば、目黒区職員倫理規定では次のように定義されています。</p> <p>「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者を除く。</p> <p>(1) 認可等をする事務当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（以下省略）</p> <p>子育て支援部の回答によれば、今回の「利害関係者」は、上記職員倫理規定の「利害関係者」とは関係なく、独自用語として利用しています。</p> <p>この独自「利害関係者」に関して、文章で子育て支援部に何度か質問を行いました。下記は質問の一部ですが、どの質問に対しても最初の「プロポーザル方式は」から始まる定型文での回答か、プロポーザル方式の一般的な説明がなされるだけで、一度も具体的な回答は得られていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援部が認定した利害関係者に対する「当事者」は誰ですか。※ 利害関係者には必ず「当事者」が存在します。双方が居て初めて利害が発生します。区の職員倫理規定の場合は区の職員が「当事者」です。 ・子育て支援部が認定した利害関係者と当事者の間に存在する具体的な「利害」を教えてください。 			

・前問の「利害」が潜在的な場合の質問です。なぜ潜在的なものにまで利害関係があると認めるのですか。

・選定委員になる方は、どのように公平性や透明性、説明責任、客観性が担保されていますか。一方で、学童保護者や地域住民は具体的にどのような懸念があって「利害関係者」と判断されたのでしょうか。

・ひもんや学童の利害関係者は碑小学校保護者全員である。(はい・いいえ)

区民へ説明ができない独自用語の利用は不要な誤解を招くので、今後の使用は控えて、区民が理解できる文章で説明して頂きたいです。

【陳情事項】

今後の学童の事業者選定において、区民を「利害関係者」と表現するのは控えてください。